

令和5年2月

第1回人吉市議会（臨時会）議案

人吉市

令和5年2月第1回人吉市議会（臨時会）提出案件

| 議案番号 | 件名 |
|------|----------------------------------|
| 議第1号 | 令和4年度 人吉市一般会計補正予算（第11号） |
| 報第1号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について |

報第1号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第6号 損害の賠償について
（令和4年12月22日専決）

令和5年2月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月22日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和4年10月12日午後11時50分頃、市営笹栗山団地2棟2階の部屋の浴室から同棟1階に居住する相手方の部屋に漏水が発生し、相手方が所有する家財が汚損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

11,945円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

